

介護保険サービス利用の流れ

申請の結果、要支援1～2または要介護1～5と認定された方は、介護（予防）サービスをご利用いただけます。
利用したいサービスがある場合や、サービスに関してわからないことがある場合などは、どんな些細なことでも担当のケアマネジャーさんに相談しましょう。

役場から、「介護保険認定通知書」が届いたら・・・

在宅での生活を希望する場合

居宅支援事業者に連絡します。

福井県の指定を受けた、居宅支援事業者を選び、役場で「介護保険の認定を受けた」ことをお伝えください。
担当の**ケアマネジャー**が決まりますので、サービス利用に関する相談をしてください。

*居宅支援事業者の選択は、利用者が行うこととなります。役場では事業者の紹介はさせていただきますが、斡旋等はありません。
越前町内外、どちらの事業者でもご利用可能です。

ケアプランを作ります。

◎ケアマネジャーは、本人や家族の要望を聞き、サービスの内容、費用などについてアドバイスします。

◎ケアマネジャーは各サービス事業者と連絡・調整し、ケアプランの原案を作ります。

◎サービス利用のスケジュールや、費用などに利用者が同意したら、ケアプランが出来上がります。

サービス利用が始まります。

◎サービス事業者と契約します。

◎契約にあたっては、サービス内容や料金などをよく確認しましょう。

◎ケアプランにそって、介護サービスを利用します。

施設入所を希望する場合

介護保険施設に申し込みます。

入所を希望する施設に直接、申込手続きをしてください。越前町内外、どちらの施設でも申込可能です。

*役場が代理で手続きをしたり、入所の順番を決めることは一切ありません。

施設から、決定のお知らせがあり次第、入所となります。

*現在、介護保険施設はどの施設も満床に近い状態です。場合によっては入所待ちの期間が長くなる可能性もあります。

「居宅介護支援事業者」とは？

「居宅介護支援事業者」とは、都道府県の指定を受けて、ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置しているサービス事業者のことです。
利用者が最適な介護サービスを受けられるよう、相談を受けたり、各介護サービス提供事業者と調整を図ったりする、在宅介護の拠点となる事業者です。

「ケアマネジャー」とはどんな人？

利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる、介護の専門家です。

*要介護1～5と認定された場合は、利用者が居宅支援事業者を選択しますが、**要支援1～2の場合は、町の地域包括支援センターが担当となり、ケアマネジャーから直接ご連絡させていただきます。**